

官報

号外 平成八年四月十日

○第百三十六回 参議院會議録第十号

平成八年四月十日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成八年四月十日

正午開議

第一 國務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

第二 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案(内閣提出)

第六 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

中川國務大臣から發言を求められております。

平成八年四月十日 参議院會議録第十号 國務大臣の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)

發言を許します。中川國務大臣。

(國務大臣中川秀直君登壇、拍手)

○國務大臣(中川秀直君) 昨年末に発生した高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故につきまして御報告を申し上げます。

「もんじゅ」は、実験炉「常陽」等での研究開発成果を踏まえ、高速増殖炉としての安全性や信頼性の確立を目指して開発を進めているものであり、

一昨年四月、核分裂が定常的に持続する臨界状態に達した後、性能試験を実施してまいりました。

試験のために出力上昇中の昨年十二月八日午後七時四十七分、ナトリウムが漏えいするという事故が発生しました。今回の事故は、二次系のナトリウムの漏えいであり、周辺公衆及び従事者への放射性物質による影響はありませんでした。また、原子炉は安全に停止し、炉心への影響もありませんでした。

しかしながら、高い信頼性を確保することとしていたにもかかわらず、現実にはナトリウム漏えいが発生し、また、原子炉を停止するまでに時間がかかったこと等により、ナトリウムの漏えいが長時間続き、ナトリウム火災の影響を拡大させ、さらに、事故発生後の動力炉・核燃料開発事業団の情報公開等に係る不適切な対応によって、地元の方々の国民の皆様に不安感、不信感を与えるという大変遺憾な結果を引き起こしました。原子力行政を預かる者として、国民の皆様に心からおわびを申し上げます。

私自身、就任直後の本年一月十七日に現地を訪

問し、地元自治体を初めとする皆様のお話を直接伺い、一刻も早くこれらの不安、不信を解消していくことの必要性を強く認識いたしました。

そのためには、まず何よりも徹底した原因究明を進め、万全の安全対策を講ずることが重要であります。

このため、安全規制部局である原子力安全局に、外部の専門家及び当庁職員から成る事故調査・検討タスクフォースを設置し、原子炉等規制法に基づく立入検査等により、原因の究明、事実関係の解明、調査を鋭意進めております。

他方、総理府に設置された内閣総理大臣の諮問機関である原子力安全委員会におかれては、第三者機関として、独自の立場から原因の究明及び再発防止のための調査審議を行うこととされ、専門のワーキンググループを設置し、直接現地調査を実施する等により検討が進められております。

さらに、これに加え、研究開発段階の原子力施設に係る事故時の情報公開等情報流通のあり方及び安全確保のあり方について検討が進められております。

科学技術庁においては、去る二月九日、それまでの調査検討の結果を取りまとめ、その時点までの調査で明らかになった事実関係、それらに対する見解及び引き続き調査検討が必要な事項を整理して公表いたしました。その主要点は以下のとおりであります。

第一点目は、高い信頼性を確保することとしていたにもかかわらず、現実にはナトリウム漏えいが発生するに至った原因についてであります。

これについては、炉心で発生した熱を二次系から二次系のナトリウムに伝える二次冷却系中間熱交換器の出口付近に設置されたナトリウム温度計のさやの細管部分が破損し、その部分を通じてナトリウムが漏えいした可能性が高いと考えられる旨指摘しております。これについては、その後

の当該温度計部の切り出しによって判明しております。

第二点目は、ナトリウム漏えいを初期の段階で掌握し、火災拡大に至らないように適切に対処できなかったという漏えい後の拡大防止についてであります。

調査の結果、原子炉の早期停止等の適切な運転操作が行われなかったのは、異常時運転手順書の記載に問題があるほか、運転員の判断にも適切性が欠けていたことに起因していると考えられる旨指摘しております。また、ナトリウム火災検知システム等の設備面にも問題があったことを指摘しており、これについては引き続き調査検討を進めております。

第三点目は、動力炉・核燃料開発事業団の事故に伴う対外対応についてであります。

調査の結果、事故発生の一報につきましては、通報連絡の時間を短縮するため、だが状況は判断して連絡を行うかについて再検討の必要があること等を指摘しております。また、初期の現場入城調査の結果に関する情報提供については、安全規制当局に正確な情報の提供が行われず、速やかな公表もなされなかったこと、ビデオ等の情報の公開についてまことに遺憾な対応があったこと、対外対応を行う体制も不十分であったこと等を指摘しており、これらについては引き続き調査検討を進めております。

公表した二月九日、動力炉・核燃料開発事業団に対して、この取りまとめの内容に関する対応について報告をするよう指示をいたしましたところ、二月二十七日、これに対する回答書の提出がありました。

回答書では、さきの三点に関連した指摘事項を受け、運転手順書や設備等の改善、事故時の通報連絡体制の迅速化等について、可能なものから早急に改善措置を講じていく考えである旨報告をされております。また、技術的信頼と社会的信用を回復し確立するため、意識の改革、危機管理体制の強化、情報公開の徹底及び地域社会とのコミュニケーションの強化等を早急に図ることを目的と

しております。

以上が、本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告の要旨であります。

以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

議長 以上で本日の報告に関する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する報告について)の報告は終了いたします。

平成八年四月十日 参議院會議録第十号 國務大臣の報告に關する件(高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に關する報告について)

した「自己改革推進本部」を設置し、信頼回復に全力を尽くしていくこと等についても報告をされております。

科学技術庁においては、先ほど申し述べました取りまとめの後、引き続き、切り出した温度計部について、日本原子力研究所及び金属材料技術研究所で電子顕微鏡による破面観察を行う等の詳細な調査を実施してまいりました。その結果、細管部分が破損したのは高サイクル疲労によるものであると判断されております。今後、動力炉・核燃料開発事業団において進められているナトリウム漏えい実験、振動解析等の結果を踏まえ、漏えいナトリウムの挙動、破損原因等について総合的に評価を行うこととしております。

破損し見当たらなくなっておりました温度計の細管部分については、鋭意探索を進めておりましたが、三月二十八日、蒸気発生器のナトリウム入口部で発見されました。今後、配管を切断し、当該細管部分を回収した後、電子顕微鏡による破面観察等の調査を実施することとしております。

また、今回の事故の教訓を踏まえ、科学技術庁自身も反省、改善すべき点があり、情報を的確かつ迅速に入手する体制を構築するとともに、安全確保をより的確に行う必要があると判断し、現地に常駐する運転管理専門官制度を強化するほか、事故時における情報公開について、事業者のみならず科学技術庁においても調査確認した内容を一層積極的に公開し公表していく等、当面取り組んでいくべき運転管理面の対応について各般の検討を行っております。さらに、設計、検査及び品質管理等に係る安全規制面における改善策についても、原因究明の結果を踏まえて取り組んでいく所存であります。

今後、さらに調査等を進め、万全の安全対策を講ずるとともに、節目節目には積極的かつ速やかな情報の提供に努めてまいります。

今回の事故を契機として、原子力施設の立地地域を中心に、原子力政策に關する国民的合意の形成に向けたより一層の努力を求める強い声が寄せられていくことを真摯に受けとめる必要があります。このような観点から、原子力委員会において「原子力政策円卓会議」を開催するほか、シンポジウムや地域フォーラム等を開催し、地元の方々と初めとするさまざまな御意見を伺う方々との対話を通じ、国民各界各層の幅広い御意見を伺い、これらを政策に的確に反映させるべく関係者一丸となって積極的に対応してまいります。

私自身、去る三月十八日に、再度、地元福井県を訪れ、国民的合意の形成に向けた具体的な取り組みについて御説明したところであります。さらに、今週四月十三日には、福井県敦賀市において開催される予定の「市民と語る会」に私みずから出席し、地元の方々と対話を進めることとしております。

これらを通じ、地元はもとより、国民の皆様のご理解と信頼が得られるよう最大限の努力を重ねてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。石田美栄君。

〔石田美栄君登壇、拍手〕

○石田美栄君 私は、平成会を代表いたしましたし、ただいま報告のありました高速増殖原型炉「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故調査報告に対して、総理並びに科学技術庁長官に質問をさせていただきます。

さて、これまでの原子力利用関連施設の事故では、調査が一通り終わった段階で結果が公表されていることが多かったのですが、今回の「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故では異例の中間報告がなされました。その姿勢は当然としても、そうした段階で発表に踏み切ったことには幾つかの重大な意味があると思われまします。また、今後、事故原因などの徹底的な究明がなされることによって、この際、我が国のエネルギー政策の将来展望について

も十分な議論と再検討が進められなければならないでしよう。

エネルギー政策、原子力政策の展開は、国の将来を左右する非常に重大な問題であり、社会の信頼と支援がなければ原子力の開発利用は成り立ちません。しかし、今回の事故では、動燃事業団としては、日本ではナトリウム漏れは絶対に起こらないと重ねて言明してきたこともあり、現実起きてしまつた事実を撮影したビデオを隠してしまつた事故の過小評価を行つたりしたことによって、原子力政策への国民の不安感や不信感を一層あおる結果となりました。

昨年十二月、この事故以前に実施されたある世論調査において、原子力に關する情報は十分に公開されていると思つてゐる人はわずか六・四％という結果もあります。そして、このたびの大騒動から三月月たつた本年二月の世論調査でも、なお情報公開が進むとの見方には半数の人々が懐疑的であり、かつ七割以上もの人々が日本の原子力発電所でも大事故が起るのではないかとこの不安を感じてゐるというのが実情です。

このように、我が国の情報公開がいかにおくれているかは、今回の「もんじゅ」の事故に限らず、薬害エイズ問題、さらには住専への財政資金投入問題を見ても明らかであります。早期に情報公開がなされていれば、とうとい命も国民の血税もどれほど失われずに済んだことでしょうか。幸い「もんじゅ」の事故は二次系で発生したために人命を失ふことはありませんでしたが、原子炉内で同様の事故が絶対に起こらないという保証はないのであります。

そこで、橋本総理大臣にお尋ねいたします。できるだけ多くの国民にわかりやすく、かつ信頼される原子力政策のために、情報の公開、提供について本日までどのような努力がなされてきたのでしょうか。これまでの施策と今後の不安解消と信頼回復のためのお考えをお聞かせ願ひたいのです。

次に、このたびの事故の社会的影響についてお尋ねいたします。

さきの沖縄での米兵による少女暴行事件によって、一般国民が米軍基地がいかに沖縄に集中しているか改めて関心を寄せたように、今回の事故によって原子力関係の施設がいかに一部の地域に集中しているかに気づかれました。「もんじゅ」のある福井県には十五もの原子力発電所があり、福島県、新潟県を加えた三県一帯に何と全原子力発電所の三分の二が集中しております。したがって、こうした地元自治体との信頼関係が原子力政策を進めていく上で非常に重要であると考えます。

今回、事故通報のおくれや事故隠しがあつたことによつて、地元住民を初め関係自治体との信頼関係が失われてしまつたと言われておりますが、国として信頼回復にどのように取り組んでいくのか、最高責任者である総理の具体的な方針をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、この中間報告を読みますと、何々してたらとか、何々すべきであつた、する必要があつたというような表現がたくさん出てまいります。運転マニュアルの不備に運転員の判断ミスが重なつて事故を拡大させた、動燃事業団の対応を厳しく批判してあります。

このことから、情報公開に対する意識改革や人員の育成強化、適正な配置、施設機器の充実、さらに危機管理マニュアルの整備や、平時から事故に対する教育訓練などを怠つてきた動燃事業団への批判は当然のこととしても、そのような体制を放置してきた監督官庁である科学技術庁の責任も厳しく問われなければならないはずであります。

そこで、安全に対する責任と目ざす安全審査体制はどうであつたのか、科学技術庁長官にお尋ねいたします。あわせて、現在の安全審査の内容も根本から見直すべきだと考えますが、見解をお伺ひたいと思ひます。

また、この中間報告では事業者である動燃事業

団に十四項目にわたる改善措置を求め、二月二十七日に動燃からその検討結果が報告されていますが、それを受けて、科学技術庁としてはどのような受けとめて今後対応されていくのか、お伺いいたします。

そして、もう一点、この中間報告では原子力安全委員会の姿がみえにくいこととあります。原子力安全委員会こそ安全規制のためにわざわざ原子力委員会から切り離して独立させたのであって、このたびのような事故にこそ機敏に対応し、安全確保に努め、原子力への信頼回復のために役割を果たすべきだったと思うのですが、一体どうなっていたのでしょうか。

さらに、施設の安全性に関する行政庁の審査結果についてダブルチェックを行うことが同委員会の重要な役割であり、海外の大きな事故についての原因究明を行い、教訓事項を抽出することもその役割であったはずであります。だとすれば、一九八五年七月にフランスの高速増殖実証炉スーパーフェニックスで少量のナトリウム漏れ事故が発生し、調査の結果、二次系配管の温度計さやがナトリウムにつかかって振動したことが原因とわかったため、振動しにくい短いきやに交換したという、こうした事故の経験も生かしていいという上、「常陽」の成果も生かされていいということをごどのように考えればよろしいのでしょうか。

また、原子力安全委員会が三月二十九日に公表した原子力安全白書では、今回の事故について原因究明と再発防止策について徹底した調査審議を行い、その結果を国民に公表するとしておりますが、みずからの責任や反省については少しも触れておりません。原子力安全委員会の責任について中川長官はどうお考えか、改めてお尋ねいたします。

次に、「もんじゅ」事故の技術的な面での評価と安全性について幾つか中川長官にお尋ねいたします。一つ目は、ナトリウムそのものの危険性とは何

であるのか。

二つ目は、ナトリウムの漏えいによって原子炉の安全上どのような影響が考えられるのかであります。

三つ目は、事故の直接原因となった温度計のさや管については、これまでの調査の結果、構造そのものに問題があること、ありふれた部品とて理由で振動の影響についての解析はメーカー任せで実験は全く行われなかった上、安全審査の対象になっていなかったことなどがわかってきております。また、他の温度計十六本にもすり傷が見つかっておりますが、ほかにも安全審査の対象から外れているこのような落とし穴があるのではないのでしょうか。

四つ目は、事故調査のために三月二十六日に行われた「もんじゅ」事故再現実験でさえ、開始直前の準備中にナトリウムが漏れ出し、激しく燃えて実験がそのまま中止されたという極めてお粗末な出来事がありました。また、先日の二回目の実験も装置故障のため中止になりましたが、事故原因の最終報告はいつごろをめどに考え、その後の対応をいかに考えかであります。

さらにつけ加えて、環境保護団体グリーンピース・ジャパンの招きで来日し、「もんじゅ」を視察したドイツ・ミュンヘン大学のヨハン・ベネ博士が「動燃は米国のドイツを越える安全解析をしていないことがわかった。炉心崩壊事故が起らない保証はない」と指摘していることについての感想をお伺いいたします。

以上五点について、明確にお答えいただきたいと思っております。

次に、原子力政策の将来展望についてお尋ねいたします。

国民生活を守ることは行政、政治の大きな役割ですが、エネルギー供給の将来的な保障は、食糧や防衛などと同様に極めて重要な課題であります。資源に乏しい我が国にとって、エネルギー保障のために新しい技術開発が求められており、核

燃料リサイクルの技術を確立することも重要な柱の一つであります。今回の「もんじゅ」の事故や再処理計画のおくれなどの状況変化に照らし、新原子力開発長期計画の変更についてはどのようにお考えでしょうか。

また、先ほど申し上げました多くの原子力発電所が立地する三つの県からも核燃料リサイクルなどのコンセンサスのあり方について提言書が出されておりますが、それにはどう対応されるのか。さらに、今後、原子力政策をどのように再構築していくお考えなのか、橋本総理にお尋ねいたします。

次に、この四月十九日から二十日にかけてモスクワで原子力サミットが開催されます。ここでは放射性廃棄物の海洋投棄防止やチェルノブイリ事故から十年経て原子力の安全性向上問題などが中心テーマになりますが、我が国の「もんじゅ」事故についても先進国は大きな関心を持っていると言われております。

そこで、今回の事故を踏まえ、我が国としては何を訴え、どのように我が国の原子力政策に反映させていくのか、総理のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

最後に、あの阪神・淡路大震災、北海道のトンネル事故、住専処理問題、薬害エイズ問題、そしてたまたま議題になっております「もんじゅ」の事故に見られますように、何か大きな問題が起きると、その処理や対応には必ず縦割り行政の弊害が顔をみせ、無責任の体系が露呈して、その結果には必ず責任のなすり合いが起こります。そして、最終的な責任の所在があいまいになり、だれも責任をとらないという、極めて国民にとって腹立たしく、不幸な状態になってしまふのが常であります。

このような現状では、国民の政治と行政に対する不信感が募るのも極めて自然なことではないでしょうか。

そこで、我が国の最高責任者である橋本総理に、極めて重要な課題や突発的な危機管理にどの

ようなリーダーシップで責任ある対応をとられる御決意か、お尋ねいたします。

そしてまた、今まさにあらゆる場面で権限と責任を明確にする体系づくりが求められております。国民が信頼するに値する責任のとれる行政と政治にするために、総理が言われている「変革と創造」のお立場から、今すぐ何から手をつけてどうしていくべきとお考えかお尋ねいたしまして、質問の締めくくりとさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣橋本龍太郎君 石田議員にお答えを申し上げます。

まず、情報の公開、提供につきましては、我が国の原子力の開発利用は、原子力基本法に基づきまして、自主、民主、公開を基本といたしております。特に公開につきましては、地元の方々ももとより、国民の皆様の理解と協力を得てまいりましたために、幅広い意見をさまざまな形でくみ上げるとともに、積極的かつ速やかに情報を公開していくことが重要だと考えております。

このような観点から、安全性に係る情報を初めとして、これまで以上に積極的に、かつきめ細かく、わかりやすい情報の公開、提供に努め、地元の方々を初めとする国民の皆様の御理解と信頼を回復するため全力を尽くしていくことが重要だと考えております。

信頼回復に関するお尋ねがありました。

原子力開発におきましては、御指摘のとおり、安全の確保を大前提としながら、国民の皆さん、殊に地元の方々への理解と信頼を得ていくことが何より大切なことは間違いありません。しかし、今回の「もんじゅ」の事故によりまして、地元の方々や国民の皆様には不安感、不信感を与える結果となったことを本当に残念に思います。今後、専門家の知見を結集し、徹底した原因究明を進めて万全の安全対策を講じるとともに、積極的かつ速やかな情報公開などにより、地元の方々を初めと

する国民各位の信頼、理解を回復できるよう全力を尽くしてまいります。

次に、原子力長期計画の変更及び今後の原子力政策への取り組みについてのお尋ねがあります。

資源に乏しい日本にとりまして、エネルギーの安定供給、また地球環境問題への対応は大変大切な課題です。そうした観点から、安全の確保及び平和利用の堅持を大前提として、今日までも、地元の方々を初めとする国民各位の御理解と信頼を得ながら原子力政策を着実に推進することが重要だと、そうした考え方をとり続けてまいりました。

今後の原子力行政の展開に当たりましては、国民各界各層の幅広い御意見を伺い、いかにこれを原子力長期計画を含む原子力政策に的確に反映していくかという点に一層努力を払わなければなりません。

このため、御指摘の三県知事からの御提言につきましては、原子力委員会におきまして「原子力政策円卓会議」を開催するほか、関係省庁においてシンポジウムや地域フォーラムなどを開催し、地元の方々を初めとするさまざまな意見をお持ちの方々との対話の場を設定していくことにいたしました。既に科学技術庁長官からも御報告を申し上げましたが、こうした取り組みを通じて原子力政策に対する国民的合意を形成していくように積極的に対応を図ってまいります。

次に、原子力安全サミットについてお尋ねがございました。

国会の御了承がいただけますなら、私としてはぜひ出席をいたしたいと考えております。そして、原子力の安全確保については原子力施設を有する国が第一義的責任を負うことを基本として我が国はまいりましたが、国際的な共通課題として各国が協力しながらその維持向上に努めることが重要だと考えております。

このモスクワ・サミットは世界規模で原子力安

全に対する認識を高めるよい機会だと考えておりまして、私としては、我が国の経験を踏まえながら、原子力の安全、放射性廃棄物の管理、核物質の管理などについて各国が取り組みを強化するとともに、これらに関する国際協力を一層促進すべきである旨を強く訴えたいと考えております。また、首脳間の意見交換の中で学ぶべき点は、我が国の原子力の安全性の向上に反映させていきたいと願っております。

次に、突発的な危機管理という問題についての御指摘がありました。

重要な課題については、関係省庁間の連携を図り政府が一体となって対処していくことが大切であると考えております。こうした観点から、私自身の責任として、当初から事態を掌握しながら自分の責任で的確な対応をしてまいりたいと考えております。

突発的な危機管理というものにつきましては、阪神・淡路大震災の教訓を考えましても、初動が極めて大きな影響を持ちます。したがって、事態が発生いたしました場合、そうしたことを私は決して希望しませんけれども、何らかの事態が発生いたしました直後から、自分自身が陣頭に立ち、政府全体の有機的連携を図りながら迅速的確な対応をしていきたいと考えております。

そして、責任のとれる行政、政治と「変革と創造」という点についてのお尋ねがございました。

国内的には人口構造の変化、国際的には冷戦構造の崩壊と世界経済のボーダーレス化、こうした変化に対応していくためには、我々はいや応なしに大きな変革を遂げなければならぬわけであります。そのためには、政治、行政、経済、社会のシステムを二十一世紀にふさわしいものにしていかなければなりません。政治面では政策論争を積極的に行う、そして行政面では情報公開法の早期制定に向け関係の審議会等の審議も促進していただきます。また、その審議会そのものの透明化にも努めていくつもりであります。それ以上に

透明で民主的な行政、政治に努めてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣中川秀直君登壇、拍手)

○国務大臣(中川秀直君) 科学技術庁の安全に対する責任、日ごろの安全審査体制及び安全審査の見直しについてのお尋ねがございました。

現在の法体系に基づきます原子力施設の規制につきましては、原子炉等規制法に基づきまして、災害を防止する、すなわち最終的に一般公衆の安全が確保されることを何よりも目的として行っております。

そのために、第一に異常の発生防止、第二に異常の拡大防止、第三に周辺環境への放射性物質の異常な放出の防止、以上を図るといった多重防護の考え方に基きまして、設計、建設、運転等の各段階において安全規制を実施しております。

今回の事故は災害に至るものではありませんでしたが、我が国で初めてのナトリウム漏えい事故であり、事故後の動燃事業団の対応等が適切でなかったことから、地元を初め国民の皆様には不信感、不安感を与えたことを十分認識し、事故の反省の上に立ちまして、科学技術庁としてもこの教訓を真摯に受けとめて、改善すべきものは改めるということにいたしました。

今後の原因究明の結果を踏まえまして、事業者である動燃事業団への厳正な監督はもちろん、設計、検査等に係る安全規制面における改善策についても真剣に取り組んでまいりたいと考えております。また、原子力安全委員会における研究開発段階の原子力施設の安全確保のあり方についての検討の結果を十分尊重して対応してまいります。動燃事業団の回答への対応についてのお尋ねですが、二月二十七日、動燃事業団から提出されました回答書においては、科学技術庁の指摘事項を受け、可能なものから早急に改善措置を講じていく考えである旨報告をされております。

指摘事項に対する回答で示された基本的な考え方はおおむね妥当であると考えておりますが、具体的な中身については、現在、引き続き動燃事業団において検討されている状況にあり、具体化されたものから内容をきちんと聴取し、十分実効のある対策がとられますよう厳しく指導してまいることにはいたしております。

原子力安全委員会の役割についてのお尋ねでございますが、原子力安全委員会は、事故の発生の翌日、直ちに原子力安全委員会を現地に派遣するとともに、行政庁とは一歩離れた立場から原因究明及び再発防止対策等の検討を行うこととし、専門のワーキンググループを設置して、原子力安全委員のみならず参加して四回の現地調査及び八回の会合を開催するなど、原因の背景にまで踏み込んだ独自の調査を実施いたしております。

また、これに加えて、研究開発段階の原子力施設に係る事故時の情報公開等情報流通のあり方及び安全確保のあり方について真剣な検討を行っております。

原子力安全委員会におかれては、行政庁とは別の客観的な立場から、行政庁の調査検討結果をダブルチェックする役割を持っており、今後、今回の事故に関する原子力安全局の報告がまとまれば、これを含めて独自の立場から調査審議が行われ、原子力安全委員会としての結論がまとめられるというふうな考えであります。

スーパージェニウスの事故の教訓及び「常陽」の成果が生かされていないとの御質問であります。原子力安全委員会においては、海外の原子力施設の事故についても、例えば米国スリーマイルアイランド原子力発電所事故やソ連チェルノブイル原子力発電所事故の際、特別の委員会を設置し徹底的に調査審議を行うなど、災害防止上の観点から必要な活動を行っているものと理解をいたしております。

原子力安全委員会は、現在、「もんじゅ」の事故に關し独自の立場から原因究明及び再発防止等に

ついで調査審議を行つてゐるところであり、御指摘のスーパーフェニックスの事故の教訓の反映等についても、調査審議の結果が得られた段階でのずと安全委員会において明らかにされるものと理解しております。

また、原子力安全白書において、みずからの責任や反省について少しも触れられていないとの御指摘でございますが、今般の原子力安全白書は、原子力安全委員会が「もんじゅ」の事故に原因究明及び再発防止等について調査審議を行つてゐる最中であり、中間的な段階での内容が記されてゐるものと理解をしております。次の回の原子力安全白書等においては、より明確な内容となるものと理解をいたしております。

なお、原子力安全委員会におかれては、既に研究開発段階の原子力施設に係る事故時の情報公開等情報流通のあり方及び安全確保のあり方の二つの問題について検討の必要性を指摘し、みずから検討していくこととしております。

「もんじゅ」の事故の技術的な面での評価と安全性についてのお尋ねがありました。

第一点目のナトリウムそのものの危険性については、水と接触した場合は激しく反応して水素を発生し、空気と接触した場合には燃焼するといふことがございます。しかし、水素が発生した場合であっても、空気と触れさせないように水素を的確に処理することにより安全に措置することとしております。また、燃焼した場合であっても、延焼対策を講じることにより事故の拡大を防止することによりいたしております。

第二点目のナトリウム漏えいによる原子炉の安全性への影響については、ナトリウムが漏えいした場合、原子炉から発生する熱を取り除く能力が低下し、炉心の安全な冷却ができなくなる等の可能性があります。このため、安全審査の際には、炉心の冷却能力、漏えいナトリウムによる熱的影響等の観点から最も厳しい結果となるナトリウム漏えい事故を想定し、その場合であっても安全性

が保たれることを確認しております。

第三点目の温度計さや管のほかに審査対象外のものがあるのではとの御指摘がありますが、安全審査は、原子炉等規制法に基づき、災害を防止する、すなわち最終的に一般公衆の安全を確保するとの観点から必要なものについて審査を行つてゐるものであり、御指摘のとおり、温度計さや管以外にも審査の対象となつていないものがございます。

今後、動燃事業団においては「もんじゅ」の安全について総点検を実施することとしており、科学技術庁としては、機器、設備類の設計施工に見落としがないか十分な措置をとるよう厳しく指導するとともに、この安全の総点検の結果を報告させ、改めて評価を行うこととし、安全の確保に努めてまいります。

第四点目の事故原因の最終報告についてであります。今後、蒸気発生器のナトリウム入口部で発見された温度計さや管の破損した細管部を取り出して破面観察等の調査を行うとともに、ナトリウム漏えい燃焼試験を行う必要があると考えており、これらの結果の解析評価を経てタスクフォースにおいて十分最終報告として得ると判断できる状況になれば、最終報告できると考えております。しかし、調査の進展の都度判明した事実を公表することによりいたしてあり、できれば今月中にも最新の調査結果についても明らかにする方向で努力をしたいと考えております。

ヨハン・ベネケ博士の指摘についてのお尋ねがございました。

博士は、高速炉で瞬時に炉心から冷却材が喪失し炉心が溶融するといふ事故に着眼し、その安全評価に用いられてゐる解析コードが適当なものではないといふことを主張されてゐると理解をいたしております。

「もんじゅ」の安全評価においては、技術的に起こるとは考えられないケースとして、炉心の冷却機能の喪失と原子炉停止系の不動作が重なり合っ

て発生することなどを仮定し、用いる解析コードの妥当性を含めて評価を行つております。その結果、放射性物質の放散が適切に抑制されることを確認されてゐると承知をいたしております。以上、お答えを申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇、拍手)

○照屋寛徳君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま中川科学技術庁長官から報告がありました高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に關して質問を行いたいと思ひます。

さて、昨年一九九五年は戦後五十周年という歴史的節目の年でありましたが、同時に、我が国の国家システム全体において安全神話の崩壊を予兆せしめる年でもあつたような気がいたします。

昨年一月十七日に発生した阪神・淡路大震災はその被害の甚大性において都市と建築技術の安全神話を、三月二十日に発生した地下鉄サリン事件などオウム真理教による未曾有の凶悪犯罪は治安と防犯の安全神話を、九月四日に発生した沖縄県でのアメリカ海兵隊員による少女暴行事件は日米安保条約という我が国の安全保障の神話を、住専問題は金融システム全体の信用と安全の神話を、そして十二月八日に発生した「もんじゅ」の事故こそは、我が国の原子力行政における安全神話を一瞬にして打ち砕いたと言へるのではないでしようか。

「もんじゅ」の事故から四カ月余りがたちました。この間、事故原因の究明が進められてきたが、国民の、とりわけ地元住民の動力炉・核燃料開発事業団と監督官庁である科学技術庁に対する不信と怒りはまだ消えておりません。

私も、本年三月二十日、福井県敦賀市在のもんじゅ建設所を訪ね、「もんじゅ」に立ち入つて事故発生状況等を検分してまいりました。私が現認し説明を聞いた限りにおいて、今回の事故は動燃が

言つような想定範囲の軽微な事故ではなく、極めて重大かつ深刻な事故であります。

高速増殖原型炉「もんじゅ」の開発の最大の技術的課題として、ナトリウム使用の技術的困難性、危険性などがこれまでも数多く指摘されてきました。今回の事故はその懸念が現実のものとなつたという点で極めて重大であります。また、地元自治体への通報のおくれ、運転手順書いわゆるマニュアルの欠陥、事故発生直後のビデオの隠匿など、動燃の不誠実きわまりない対応が厳しい批判にさらされてまいりました。

去る二月九日に科学技術庁は、「高速増殖原型炉もんじゅ」ナトリウム漏えい事故の調査状況についてを発表しました。この中で科学技術庁は、

一 もんじゅの施設・設備は設計、製作、建設及び試験検査を通じて高い信頼性を確保することとしていたにもかかわらず、現実に漏えいが発生した。

二 漏えいを初期の段階で掌握し、火災拡大に至らないように適切に対処できなかった。

三 事故後の現場入域調査の結果が、ビデオによる情報を含め、規制当局に正しく提供されず、速やかな公表もされなかった。

ことなどについて、「極めて重く受けとめる必要がある」と述べております。指摘事項は至極当然であります。

科学技術庁の調査報告は、事故後の拡大防止について、原子炉を手動で緊急停止すべきであつたのに、異常時運転手順書、運転員の判断にミスがあつたこと、事故発生第一報体制の不備、不適切な対外情報提供などにおいても安全規制の基本を揺るがす問題があつたとの認識を示しております。事故調査は、今後に残された課題も数多くあり、まだまだ不十分で、緒についたばかりと言えましよう。

そこで伺ひたいします。

第一は、事故原因の徹底究明であります。絶対に起きないと繰り返し説明してきたナトリウム漏

えい事故の重大性を認識し、事故に關する資料やデータを詳細かつ速やかに公表する姿勢を堅持すべきです。その上で、徹底的な原因究明を当事者と利害關係のない第三者の独立調査機関のもとで行う必要があるのではないのでしょうか。

動燃は事故の当事者であり、原子力安全委員会は「もんじゅ」の安全審査を行って合格の判を押してきた当事者であつて、今度の事故に対してはむしろ責任をとらねばならない立場にあります。推進の役割と規制の役割を果たす専門家を明確に分離して考えるべきではないでしょうか。調査の客観性を確保するためにも、高速増殖炉を推進してきた科学技術庁から独立した第三者機関に事故原因の究明と今後の対策の検討をゆだねるべきだと思いますが、橋本総理大臣の御見解をお伺いいたします。

第二に、今回の「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故の直接原因と言われる二次主冷却系熱交換器の出口付近に設置された温度計の問題です。

ナトリウム温度計のさやの細管部分が折れたのは、高サイクル疲労による破壊の可能性が高いと発表されております。だが、「もんじゅ」においては、温度計の設計だけでなく、炉心の核設計及び液体ナトリウムの伝熱流動設計及び配管システム構造設計などにも欠陥が指摘されておるのでございます。この際、「もんじゅ」全体の安全性について徹底的な見直しを行うとともに、原子力発電所に対する国の安全審査や検査体制を再検討する必要があると思いますが、科学技術庁長官の御見解をお伺いいたします。

第三に、破壊した温度計さや管が、去る三月二十八日、蒸気発生器のナトリウム入り口部分で発見されました。単刀直入にお伺いいたします。本件温度計は重大な設計ミスではないのでしょうか、科学技術庁長官に伺います。

第四に、プルトニウムリサイクル計画についてお聞きいたします。

「もんじゅ」の運転停止や新型転換炉実証炉の建

設中止などの事態を踏まえれば、プルトニウムの長期需給計画を早急にかつ全面的に見直す好機だと思ひます。私は、高速増殖炉を中核とする我が国のプルトニウム計画全体の進め方を見直し、経済、環境、核拡散、地域の安定化などのあらゆる側面から再検討すべきであると提言いたします。その上で、原子力にかえて水力や風力、地熱、太陽光などの自然エネルギー利用を柱に据えた総合エネルギー政策を確立するための研究開発を進めることが必要だと考えますが、科学技術庁長官にお伺いいたします。

第五に、「もんじゅ」の今後についてであります。

高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開に当たっては、事故原因の究明結果と防災・安全対策の確立などで地元自治体や住民の合意が得られるまで行わないことを確約すべきと思ひます。少なくとも「もんじゅ」のシステム全体の安全性を再点検すること、次にシステム全体の製造・施工の再検査であり、最後に液体ナトリウムが漏れても火災・爆発事故に発展しないようにシステムの部分的改造を図ることが必要であるとの専門家の意見を最大限尊重すべきと考えますが、橋本総理大臣の御見解をお伺いいたします。

原子力の開発利用にとって国民の信頼は欠かせません。原子力長期計画でも、国、原子力事業者に対する国民の信頼感、安心感を得ることが重要であると指摘し、具体的には、国民参加型の行政運営、情報公開、情報の提供への一層の配慮、方策の充実を指摘しております。

この点で、高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に關してさきに指摘した動燃の対応は、国民の信頼を損なうものとして厳しく批判されなければなりません。また、指導監督の任務を負う科学技術庁の責任も重大であります。

今後とも事故原因を徹底的に究明するとともに、地元住民の信頼を回復するため、積極的かつ速やかな情報公開を推進し、地元住民が納得する

安全対策が講じられるまで「もんじゅ」の運転再開は凍結するよう強く求めます。

「もんじゅ」の名は釈迦如来の脇土の一つである文殊菩薩に由来すると言われます。文殊菩薩は知恵の象徴でありますが、人類の知恵は原子力を自在に操る技術をいまだ手にしておりません。私は、人間が唯一頼りにすべきは確かな地球の存在そのものであると考えます。

この際、原子力政策、とりわけプルトニウム利用を中心とした核燃料リサイクル計画を抜本的に見直し、高速増殖炉からの勇気ある撤退を求める声が増しに高まっていることを申し上げて、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 照屋議員にお答えを申し上げます。

今回の「もんじゅ」の事故におきましては、科学技術庁の安全規制を行う原子力安全局において、大学、研究機関などの専門家を中心とするタスクフォースを設置いたしまして原因調査を進めてまいりました。これまでの調査により、先ほど科学技術庁長官から御報告をいたしましたとおり、ナトリウム漏えいの発生原因などの重要な点が明らかになってまいりました。

また、総理府に設置されました諮問機関であり、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員から成っております原子力安全委員会におきましては、独自の立場から原因の究明及び再発防止のための調査審議を行うとされておまして、専門家グループを設け、現地調査を実施されるなど、鋭意検討が進められております。

私としては、このような体制によりまして今回の事故の調査などが適切に実施されるものと考えております。

次に、「もんじゅ」の運転再開につきましては、私は、地元の方々の同意がない限り原子力行政というものは進められないものではないと思ひます。その意味で、「もんじゅ」の運転再開のためには、

地元の皆様が安心していただける状況をつくり出すことが何よりも大切なことだと考えております。

このためにも、今回の事故につき専門家の知見を結集し、徹底した原因究明を進め、万全の安全対策を講じるとともに、積極的かつ速やかに情報公開を行うことなどによりまして、地元の方々を初めとする国民各位の御理解と信頼を得よう全力を尽くさねばならない、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣中川秀直君登壇、拍手)

○國務大臣(中川秀直君) 照屋議員にお答え申し上げます。

「もんじゅ」全体の安全性の見直し及び国の安全審査や検査体制の再検討の必要性についてお尋ねがございました。

「もんじゅ」については、徹底的な原因究明を継続し、二度とこのようなことが起こらないようさまざまな角度から安全対策を講じてまいり所存であります。

また、科学技術庁としましては、今回の事故から謙虚に教訓を学び、反省し、改善すべきものは改めるといふことにはいたしております。この中で、事故の原因究明の結果を踏まえて、設計、検査等に係る安全規制面における改善策についても必ず取り組んでまいり所存であります。

温度計の破壊原因は設計ミスによるものではないかというお尋ねがございました。

これまでの調査の結果、温度計さや管の細管部が破損したのは、温度計さや管に生じた高サイクル疲労によるものと判断されております。このようないふことから、この段階で断定的に申し上げるのは避けさせていただきますが、温度計の設計に問題があった可能性が高いと考えております。いずれにせよ、現在進めている調査の結果を得て最終的に判断したいと存じます。

エネルギー研究開発に関するお尋ねがございました。

資源に乏しい我が国が後世にわたって豊かで潤いのある社会を実現していくためには、エネルギーの安定確保が不可欠であります。このためには、省エネルギーに努めるとともに、御指摘の太陽エネルギー等の新エネルギーの開発導入に政府一体となって最大限努力をしていくことはもちろんであります。また、さまざまなエネルギーを最適に組み合わせ、総合的に対応を図っていくことが必要であると考えております。

この中で原子力は、既に我が国の総発電能力量の約三割を担い、その供給安定性や地球環境問題への対応の観点から、安全の確保と平和利用の堅持を大前提として、地元を初めとした国民の理解と信頼を得ていくことが何よりも重要であると思っております。

プルトリウム利用を含めた今後の原子力開発利用に当たっては、核燃料リサイクルの重要性を踏まえつつ、「もんじゅ」の事故の経験を十分に生かし、原子力委員会、原子力政策円卓会議の開催等により、地元はもとより国民各界各層の幅広い御意見を伺い、これを政策に的確に反映させ、広く国内外の理解を得ていくように努力をしてまいります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長野崎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(菅野壽君登壇、拍手)

○菅野壽君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法法律案の主な内容は、消防団員等公務災害補償等共済基金を民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員選任、財務等についての政府の関与を縮小するとともに、同基金のほか、自治大臣の指定する法人も消防団員等公務災害補償責任共済事業等の事業を行えるようにすることです。

委員会におきましては、指定法人制度導入のねらい、消防団員の処遇改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長宮崎秀樹君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(宮崎秀樹君登壇、拍手)

○宮崎秀樹君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、御報告申し上げます。

本法法律案は、最近における我が国の郵政行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、郵政行政の強力な推進を図るため、郵政省にその所掌事務の一部を総括整理する郵政審議官を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、郵政審議官設置の意義、二十一世紀に向けた情報通信分野の国際的課題、郵政国際協会の活動に関する問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案

日程第五 郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律案

日程第六 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。逓信委員長及川一夫君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(及川一夫君登壇、拍手)

○及川一夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案については、要介護者である郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、要介護者が預入する定期郵便貯金について利率の特例を定めようとするものであります。

次に、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律案については、天災その他非常の災害に際して行われる民間の発意に基づく被災者の救済の充実に資するため、郵便振替の加入者がその口座の預かり金の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施しようとするものであります。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案については、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、主たる被保険者または配偶者たる被保険者のいずれか一方が死亡した日から年金を支払う夫婦年金保険を設けようとするものであります。

委員会におきましては、要介護者福祉への郵便貯金の取り組み、災害ボランティア口座創設の経緯と支援の拡充、簡易保険の財政状況と今後の見通し等郵政事業をめぐる諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、郵便貯金関係の二法律案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平成八年四月十日 参議院會議録第十号

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、三案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
荒木 清寛君 都築 譲君
小川 勝也君 山崎 力君
中尾 則幸君 高橋 令則君
市川 一朗君 小林 元君
高野 博師君 岩瀬 良三君
田 英夫君 魚住裕一郎君
長谷川道郎君 西川 玲子君
和田 洋子君 小山 峰男君
平田 健二君 菅川 健二君
田浦 直君 阿曾田 清君
大森 礼子君 畑 恵君
戸田 邦司君 渡辺 孝男君
今泉 昭君 水島 裕君
加藤 修一君 益田 洋介君
石田 美栄君 武田 節子君
泉 信也君 釘宮 磐君
北澤 俊美君 山下 栄一君
牛嶋 正君 統 訓弘君
浜西津敏子君 木庭健太郎君
寺崎 昭久君 白浜 一良君
勝木 健司君 星野 朋市君
田村 秀昭君 足立 良平君
寺澤 芳男君 広中和歌子君
林 寛子君 及川 順郎君
片上 公人君 平井 卓志君
石井 一二君 末広真樹子君

水野 誠一君 大野つや子君
三浦 一水君 山本 一太君
椎名 素夫君 奥村 展三君
堂本 曉子君 松村 麗二君
保坂 三蔵君 鈴木 正孝君
山本 保君 常田 享祥君
景山俊太郎君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 林 久美子君
友部 達夫君 福本 潤一君
海野 義孝君 海老原義彦君
岩井 國臣君 阿部 正俊君
塩崎 恭久君 山崎 順子君
横尾 和伸君 平野 貞夫君
直嶋 正行君 二木 秀夫君
陣内 孝雄君 鴻池 祥肇君
石渡 清元君 猪熊 重二君
風間 親君 長谷川 清君
木暮 山人君 宮崎 秀樹君
永田 良雄君 鈴木 貞敏君
大久保直彦君 吉田 之久君
鶴岡 洋君 永野 茂門君
林田悠紀夫君 坪井 一字君
佐藤 泰三君 野間 越君
松谷蒼一郎君 平田 耕一君
林 芳正君 馳 浩君
長峯 基君 中原 爽君
橋本 聖子君 太田 豊秋君
笠原 潤一君 上野 公成君
岡 利定君 薄手 顯正君
吉村剛太郎君 河本 三郎君
尾辻 秀久君 鹿熊 安正君
西田 吉宏君 真島 一男君
清水 達雄君 佐藤 静雄君
狩野 安君 斎藤 文夫君
久世 公麿君 木宮 和彦君
松浦 孝治君 石川 弘君

野村 五男君 野沢 太三君
関根 則之君 石井 道子君
吉川 芳男君 岡野 裕君
下稻葉耕吉君 上杉 光弘君
中曾根弘文君 真鍋 賢二君
森山 眞弓君 山東 昭子君
井上 裕君 坂野 重信君
松浦 功君 村上 正邦君
遠藤 要君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君
大木 浩君 山崎 正昭君
依田 智治君 岩永 浩美君
日下部禮代子君 清水 澄子君
中島 眞人君 谷川 秀善君
武見 敬三君 照屋 寛徳君
齋藤 勲君 龜谷 博昭君
北岡 秀二君 小山 孝雄君
鈴木 政二君 朝日 俊弘君
前川 忠夫君 矢野 哲朗君
服部三男雄君 榑崎 泰昌君
南野知恵子君 河本 英典君
加藤 紀文君 今井 澄君
大脇 雅子君 片山虎之助君
鎌田 要人君 須藤良太郎君
清水嘉子子君 成瀬 守重君
大島 慶久君 大淵 絹子君
洲上 貞雄君 沓掛 哲男君
浦田 勝君 青木 幹雄君
小野 清子君 守住 有信君
竹山 裕君 山本 正和君
梶原 敬義君 前田 勲男君
井上 孝君 板垣 正君
大河原太一郎君 岡部 三郎君
倉田 寛之君 高木 正明君
宮澤 弘君 菅野 久光君
栗原 君子君 田村 公平君

國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
郵政大臣 日野 市朗君
自治大臣 倉田 寛之君
國務大臣 中川 秀直君
官(科学技術庁長) 岡崎 俊雄君
科学技術庁原子力局長 宮林 正恭君
科学技術庁原子力安全局長

政府委員

科学技術庁原子力局長 岡崎 俊雄君
科学技術庁原子力安全局長 宮林 正恭君

議長の報告事項

去る三月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員

辞任

三浦 一水君

補欠

釜本 邦茂君

農林水産委員

辞任

釜本 邦茂君

補欠

三浦 一水君

運輸委員

辞任

橋本 聖子君

補欠

岡部 三郎君

通信委員

辞任

福本 潤一君

補欠

林 久美子君

建設委員

辞任

林 久美子君

補欠

福本 潤一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術特別委員

辞任

谷川 秀善君

補欠

志村 哲良君

中原 爽君

哲男君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九三三号)

平成七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成七年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
平成八年度一般会計暫定予算
平成八年度特別会計暫定予算
平成八年度政府関係機関暫定予算

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成八年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

科学技術振興事業団法案

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
平成八年度一般会計暫定予算
平成八年度特別会計暫定予算
平成八年度政府関係機関暫定予算

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
皇室経済法施行法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律
国立学校設置法の一部を改正する法律
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律
踏切道改良促進法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
地方税法等の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律

平成八年度分所得税の特別減税のための臨時措置法案

租税特別措置法の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律

科学技術振興事業団法案

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理松井靖夫君外二名(同日議長承認を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。)

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

大森 礼子君

補欠

大森 礼子君

洋君

通信委員

辞任

大森 礼子君

補欠

大森 礼子君

洋君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

官職名 氏名 異動後の氏名 年月日 官職名

三名(同日議長承認)を、第三百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 鶴岡 洋君 補欠 大森 礼子君

通信委員

辞任 大森 礼子君 補欠 鶴岡 洋君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動 官職名 年月日

人事院総裁 弥富啓之助 (任期満了) 平・八・四

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第三百三十六回国会政府委員に任命すること承認した。

人事院総裁 弥富啓之助君

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院総裁弥富啓之助君(同日議長承認)を、第三百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 笠原 潤一君 補欠 林 芳正君

厚生委員

辞任 勝木 健司君 補欠 常田 享詳君

農林水産委員

辞任 常田 享詳君 補欠 勝木 健司君

商工委員

辞任 林 芳正君 補欠 笠原 潤一君

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 林 芳正君 補欠 笠原 潤一君

厚生委員

辞任 常田 享詳君 補欠 勝木 健司君

農林水産委員

辞任 勝木 健司君 補欠 常田 享詳君

商工委員

辞任 笠原 潤一君 補欠 林 芳正君

議院運営委員

辞任 笠井 亮君 補欠 須藤美也子君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(閣法第八三三号)

地方行政委員会に付託

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七八八号)

法務委員会に付託

定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)

インド洋まぐろ類委員会設置に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)

外務委員会に付託

塩事業法案(閣法第七九号)

大蔵委員会に付託

文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

文教委員会に付託

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律案(閣法第八一号)

厚生委員会に付託

植物防疫法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

農林水産委員会に付託

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案(閣法第一四号)

商工委員会に付託

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

運輸委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六三三号)

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律案(閣法第六四号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

通信委員会に付託

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に關し承認を求めるの件(閣承認第三号)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

労働委員会に付託

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

建設委員会に付託

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

環境特別委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動 官職名 年月日

労働省職業安定局長 坂根 俊孝 (解職) 平・八・四

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第三百三十六回国会政府委員に任命すること承認した。

労働省職業安定局長 征矢 紀臣君

同日内閣総理大臣から議長宛、労働省職業安定局長征矢紀臣君(同日議長承認)を、第三百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、労働省職業安定局長征矢紀臣君(同日議長承認)を、第三百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員

菅川 健二君 山崎 力君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

鈴木 正孝君 小林 元君

通信委員

鈴木 正孝君 小林 元君

予算委員

鈴木 正孝君 小林 元君

議院運営委員

前川 忠夫君 三重野栄子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員

山崎 力君 菅川 健二君

同日議長は、次の内閣提出案を商工委員会に付託した。

商標法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

氏名 異動後の異年月日

松井 靖夫 (解職) 平八郎

稲川 照芳 (同) 同

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省総合外交政策局長川島裕君の第百三十六回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命すること

を承認した。

内閣官房内閣外政

平林 博君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政

審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長平林博君外二名(同日議長承認)を、第百三十六回国会政

府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任

を許可し、その補欠を指名した。

外務省総合外交政策局長川島裕君の第百三十六回国会政府委員に任命すること

を承認した。

内閣委員

辞任

岡野 裕君

鈴木 栄治君

谷川 秀善君

山本 一太君

鈴木 正孝君

松前 達郎君

菅野 茂君

村山 正邦君

小林 元君

菅野 茂君

山本 一太君

鈴木 正孝君

松前 達郎君

菅野 茂君

村山 正邦君

小林 元君

菅野 茂君

山本 一太君

鈴木 正孝君

松前 達郎君

菅野 茂君

村山 正邦君

小林 元君

菅野 茂君

山本 一太君

鈴木 正孝君

松前 達郎君

菅野 茂君

村山 正邦君

小林 元君

菅野 茂君

山本 一太君

鈴木 正孝君

松前 達郎君

環境特別委員

辞任

足立 良平君

加藤 修一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 齋藤 勤君 (齋藤勤君の補欠)

理事 笠原 潤一君 (笠原潤一君の補欠)

農林水産委員会

理事 常田 享祥君 (常田享祥君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外務公務員法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣

委員会に付託した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を

改正する法律案(閣法第三三三号)審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六三三号)審査報告書

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する

寄附の委託に関する法律案(閣法第六四四号)審査

報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第六五五号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防

団員退職報償金支給責任共済事業を行おうとする者の申請により行つう。

(指定の要件)

第三十八条 自治大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

一 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務を的確に実施するために必要と認められる自治省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、これらの業務に係る収支の見込みが適正であること。

二 消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務が、全国の区域に及ぶものと見込まれること。

三 職員、業務の方法その他の事項についての消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の実施に関する計画が、これらの業務を的確に実施するために適切なものであること。

四 申請者が、民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

五 消防団員等福祉事業の業務に關し、業務の方法その他の事項についての当該業務の実施に関する計画が、第十三条の規定に照らして適切なものであること。

六 申請者が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務並びに消防団員等福祉事業の業務(以下この章及び第八章において「責任共済事業等の業務」という。)以外の業務を実施している場合には、その業務を行うことによつて責任共済事業等の業務の的確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

自治大臣は、前条の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

2 自治大臣は、前条の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。

一 第五十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十九条 自治大臣は、第二条第三項の規定による指定をしたときは、当該指定法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第四十条 指定法人の役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、指定法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は責任共済事業等の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(業務規程)

第四十一条 指定法人は、責任共済事業等の業務の実施に關する事項で自治省令で定めるものについて業務規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 自治大臣は、前項の規定により認可をした業務規程が責任共済事業等の業務の的確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十二条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二条第三項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月

以内に、自治大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十三条 指定法人は、責任共済事業等の業務以外の業務を行う場合には、当該業務に係る経理と責任共済事業等の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(責任準備金)

第四十四条 指定法人は、自治省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(帳簿)

第四十五条 指定法人は、自治省令で定めるところにより、責任共済事業等の業務に關する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(自治省令への委任)

第四十六条 この章に定めるもののほか、指定法人が責任共済事業等の業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(監督命令)

第四十七条 自治大臣は、責任共済事業等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対して、責任共済事業等の業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十八条 自治大臣は、責任共済事業等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対して、責任共済事業等の業務若しくは財産の状況に關して報告をさせ、又は部下の職員をして責任共済事業等の業

務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第四十九条 指定法人は、自治大臣の許可を受けなければ、消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務又は消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条 自治大臣は、指定法人が第三十八条第二項第二号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 責任共済事業等の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正な行為があつたとき。

三 第二章若しくはこの章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第四十一条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで責任共済事業等の業

務を行つたとき。

3 自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止又は指定の取消し等に伴う措置)

第五十一条 指定法人が第四十九条第一項の規定による許可を受け消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務又は消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部を廃止したときは、当該廃止された事業の業務に係る消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約は解除されたものとみなす。

2 指定法人が前条第一項又は第二項の規定によりその指定を取り消されたときは、当該指定法人が締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約は解除されたものとみなす。

3 指定法人が第四十九条第一項の規定による許可を受け消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務若しくは消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部若しくは一部を休止し若しくは廃止したときは、前条第二項の規定により責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該指定法人と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村若しくは水害予防組合又は当該指定法人と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村は、第八條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、直ちに当該指定法人と締結している消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員

退職報償金支給責任共済契約(第一項の規定により解除されたものとみなされた消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約を除く。)を解除することができる。

4 第一項若しくは第二項の規定により指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除されたものとみなされた市町村若しくは水害予防組合又は前項の規定により指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除した市町村若しくは水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、基金又は他の指定法人との間に、それぞれ新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

5 前項の規定により新たに締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下この項において「新契約」という。)が、当該新契約を締結した市町村若しくは水害予防組合が指定法人と締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下この項において「旧契約」という。)を第一項若しくは第二項の規定により解除されたものとみなされた日又は当該市町村若しくは水害予防組合が当該旧契約を第三項の規定により解除した日(以下この項において「契約解除の日」という。)から政令で定める期間内に締結されたものである場合には、当該新契約は、契約解除の日の翌日に締結されたものとみなす。

6 前項の規定は、第四項の規定により新たに締

結された消防団員退職報償金支給責任共済契約について準用する。この場合において、前項中「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とあるのは「消防団員退職報償金支給責任共済契約」と、「市町村若しくは水害予防組合」とあるのは「市町村」と読み替へるものとする。

7 第一項若しくは第二項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除されたものとみなされた指定法人(前条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む。)又は第三項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約若しくは消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除された指定法人は、自治省令で定めるところにより算定した掛金を、自治省令で定めるところにより、これらの契約の相手方であつた市町村又は水害予防組合に払い戻さなければならない。

(政令への委任)

第五十二条 前三条に規定するもののほか、指定法人が消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務若しくは消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部若しくは一部を休止し若しくは廃止した場合又は指定法人がその指定を取り消され若しくは責任共済事業等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合における措置に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

第十九条を第三十五条とする。
第十八条中「前三条を」第三十条から前条まで」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 監督

第十七条第一項中「添附を」を「添付」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなれば」に改め、同条第二項中「前項の規定による自治大臣の承認を受けたときは、その」を「前項の規定により自治大臣に提出した」に、「公告しなればならない」を「公告し、かつ、これらを各事務所に備えて置かなければならない」に改め、同条第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(責任準備金)

第三十三条 基金は、自治省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

第十六条中「自治大臣に提出し、その承認を」を「当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を」に改め、同条を第三十一条とする。

第十五条中「終る」を「終わる」に改め、同条を第三十条とし、第八条から第十四条までを削る。

第七条第二項及び第三項中「定款で」を「理事長の」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の五条、一節及び節名を加える。

(役員を選任及び解任)

第二十三条 役員を選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は基金の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、基金に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 自治大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

(代表権の制限)

第二十四条 基金と理事長、常務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 理事長は、基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十六条 基金に、その運営に關する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以上で組織する。

3 評議員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十七条 基金の職員は、理事長が任命する。

第三節 業務

(業務)

第二十八条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 この法律の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。
- 二 この法律の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。
- 三 この法律の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、第十四条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 基金は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十九条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

3 自治大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、第一項の規定により認可をした業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

第四節 会計

第六条中「理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事四人を」、理事長、常務理事、理事及び監事に改め、同条を第二十一条とする。

第五条を第十八条とし、同条の次に次の二条及び節名を加える。

(名称の使用制限)

第十九条 基金でない者は、消防団員等公務災害補償等共済基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二節 役員等

第四条第一項第五号中「役員を」を「役員の定数、任期、選任の方法その他の役員」に改め、同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 評議員会に關する事項

第四條第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 定款の変更に關する事項

第四條第一項中第十一号を第十号とし、同條第二項を次のように改め、同條を第十七條とする。

2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三條第二項中、「自治大臣の認可を受けて」を削り、同條を第十六條とする。

第二條中「基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。）」に改め、同條を第十五條とする。

第一條の次に次の一條及び一章並びに章名、節名及び一條を加える。

(定義)

第二條 この法律において「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とは、市町村又は水害予防組合が、この法律の定めるところにより消防団員等公務災害補償等共済基金(以下この章及び次章において「基金」という。又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村又は当該水害予防組合が支払責任を負う消防団員等公務災害補償に關し、当該市町村又は当該水害予防組合に対して、この法律の定めるところにより当該消防団員等公務災害補償に係る非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長若しくは水防団員、水防従事者又は応急措置従事者

(第十一条第一項において「非常勤消防団員等」という。)に係る療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「消防団員退職報償金支給責任共済契約」とは、市町村が、この法律の定めるところにより基金又は指定法人に掛金を支払うことを約し、当該基金又は当該指定法人が、当該市町村が支払責任を負う消防団員退職報償金の支給に關し、当該市町村に対して、この法律の定めるところにより当該消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払うことを約する契約をいう。

3 前二項において、「指定法人」とは、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行う者として自治大臣が指定した者をいう。

第二章 消防団員等公務災害補償等責任共済及び消防団員等福祉事業

(消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結)
第三条 市町村又は水害予防組合は、消防団員等公務災害補償の実施のため、基金又は指定法人(前条第三項に規定する指定法人をいう。以下同じ。)との間に、自治省令で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

(消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結)
第四条 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金又は指定法人との間に、自治省令で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

(契約締結の拒絶の禁止)

第五条 基金及び指定法人は、前二条に規定する契約の申込みを受けたときは、これらの契約の締結を拒絶してはならない。
(基金又は指定法人の支払)
第六条 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員等公務災害補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

2 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村であつて、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に退職した非常勤消防団員に係る消防団員退職報償金の支給を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額)
第七条 消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額及び消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、人口、水害予防組合の組合員の数、非常勤消防団員の数、非常勤

の水防団長及び水防団員の数等を基準として政令で定める。

2 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合及び基金又は指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村(次項において「契約締結市町村等」という。)は、前項に規定する掛金を、毎年度、政令で定めるところにより、政令で定める支払期限までに、これらの契約を締結している基金又は指定法人に対して支払わなければならない。

3 基金又は指定法人は、前項に規定する支払期限後に掛金を支払う契約締結市町村等に対して、政令で定める額の割増金を請求することができる。

(契約の解除)

第八条 基金及び指定法人は、消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約を解除することができない。

2 消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、当該契約を締結している基金又は指定法人に対して、前年の十二月末日までに予告した場合には、三月末日において当該契約を解除することができる。

3 前項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除した市町村又は水害予防組合は、自治省令で定めるところにより、直ちに、基金又は指定法人との間に、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

4 前二項の規定は、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村について準用する。この場合において、前二項中「消防団員等公務災害補償責任共済契約」とあるのは、「消防団員退職報償金支給責任共済契約」と、「市町村又は水害予防組合」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

5 消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(契約の解除後に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した場合の取扱い)
第九条 既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約を解除し、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合(第五十一条第一項又は第二項の規定により既に締結していた消防団員等公務災害補償責任共済契約が解除されたものとみなされ、新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村又は水害予防組合を含む)は、次項及び第三項において「新契約締結市町村等」という。は、自治省令で定めるところにより、その旨を解除した消防団員等公務災害補償責任共済契約(第五十一条第一項又は第二項の規定により解除されたものとみなされた消防団員等公務災害補償責任共済契約を含む)を締結して

いた基金又は指定法人(第五十条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む。次項及び第三項において「旧契約締結団体」という。)に通知しなければならない。

2 旧契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、第三十三条又は第四十四条に規定する責任準備金のうち新契約締結市町村等に係るものとして自治省令で定めるところにより算定した金額(次項において「移換金額」という。)を、政令で定めるところにより、新契約締結市町村等が消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人(次項において「新契約締結団体」という。)に移換しなければならない。

3 前項の規定により移換金額の移換を受けた新契約締結団体は、旧契約締結団体が新契約締結市町村等に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償に要する経費のうち政令で定めるものについて、当該新契約締結市町村等に対して、その請求に基づき、旧契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

(政令への委任)

第十条 この章に定めるもののほか、消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約が解除された場合における基金又は指定法人の支払責任その他の措置に關し必要な事項は、政令で定める。

(基金及び指定法人の権限)

第十一条 基金は、基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した市町村若しくは水害予防組合又は基金と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村(以下この項において「契約市町村等」という。)が行う消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を当該契約市町村等に対して支払う場合において必要があると認めるときは、当該

契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合の管理者に対して説明を求め、報告をさせ、若しくは当該消防団員等公務災害補償若しくは当該消防団員退職報償金の支給に係る帳簿書類の提出を求め、又は職員をして当該契約市町村等の市町村長若しくは水害予防組合の管理者の保管する当該帳簿書類若しくは当該非常勤消防団員等の診療を担当した者の診療録その他の帳簿書類を实地に調査させることができる。基金が消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給に必要な経費を契約市町村等に支払つた後において、その支払額に錯誤があると認めらるに至つたときも、また、同様とする。

2 前項の場合において、基金の職員が实地に調査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定法人について準用する。この場合において、第一項中「又は職員」とあるのは「又は自治大臣の許可を得てその職員」と、前項中「証明書」とあるのは「証明書及び自治大臣の許可を受けたことを証する書面」と、「これを」とあるのは「これら」と読み替へるものとす。

(基金又は指定法人の返還要求)

第十二条 基金又は指定法人は、消防団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の支給を行う市町村又は水害予防組合に対して、第六条又は第九条第三項の規定によりその経費を支払つた後において、その支払額について錯誤があつたことが判明したときは、当該市町村又は水害予防組合に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

(消防団員等福祉事業)

第十三条 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合に代わつて、政令で定めるところにより、被災団員及びその遺族の福祉に關して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

一 外科後処置に關する事業、補装具に關する事業、リハビリテーションに關する事業その他の被災団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災団員の療養生活の援護、被災団員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 基金又は指定法人は、前項の事業を行うに当たつては、公務上の災害を受けた常時勤務に服することを要する地方公務員及びその遺族の福祉に關する事業の実態を考慮して行うものとする。

3 基金又は指定法人は、消防団員等の福祉の増進を図るため、政令で定めるところにより、消防団員等の公務上の災害の防止に關する活動に對する援助その他の消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第三章 消防団員等公務災害補償等共済基金

第一節 総則

(目的)
第十四条 消防団員等公務災害補償等共済基金は、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため消防団

員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業(第十三条第一項及び第三項に規定する事業をいう。以下同じ。)等を行うことにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的とする。本則に次の三条を加える。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四十九条第一項の規定による許可を受けず、消防団員等公務災害補償責任共済事業の業務及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務の全部を廃止したとき。

第六十条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第六十一条 第十九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十一条を次のように改める。

(総務庁設置法の適用除外)
第十一条 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律(平成八年法律第号)の施行後においては、基金については、総

消防設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四
条第十一号の規定並びに同条第十三号及び第十
四号の規定(国の委任又は補助に係る業務に関
する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。
附則第十二条から第十五条までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行
する。ただし、次条の規定は、公布の日から施
行する。

(消防団員等公務災害補償等共済基金に関する
経過措置)

第二条 消防団員等公務災害補償等共済基金(以
下「基金」という。)は、この法律の施行の日(以
下「施行日」という。)までに、その定款をこの法
律による改正後の消防団員等公務災害補償等責
任共済等に関する法律(以下「新法」という。)第
十七條第一項の規定に適合するように変更し、
自治大臣の認可を受けるものとする。この場合
において、その認可の効力は、施行日から生ず
るものとする。

2 基金は、施行日までに、新法第二十九條第一
項に規定する業務方法書を作成し、自治大臣の
認可を受けるものとする。この場合において、
その認可の効力は、施行日から生ずるものとす
る。

3 自治大臣は、前二項の認可をするに当たって
は、あらかじめ、建設大臣に協議するものとす
る。

第三条 この法律の施行の際現に消防団員等公務
災害補償等共済基金という名称を用いている者
については、新法第十九條の規定は、この法律

の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に在職する基金の
理事長、常務理事、理事又は監事は、それぞれ
新法第二十三條第一項の規定によりその選任に
ついて自治大臣の認可を受けた理事長、常務理
事、理事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣
の認可を受けたものとみなされる基金の役員
の任期は、この法律による改正前の消防団員等公
務災害補償等共済基金法(以下「旧法」という。)
第八條第七項の規定により任期が終了すべき日
に終了するものとする。

3 この法律の施行の際現に在職する基金の職員
は、新法第二十七條の規定により任命された職
員とみなす。

第五条 基金の平成八年四月一日に始まる事業年
度に係る財産目録、事業状況報告書及び決算報
告書については、なお従前の例による。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消
防団員退職報償金支給責任共済契約に関する経
過措置)

第六条 施行日前に旧法第九條の規定により締結
された消防団員等公務災害補償責任共済契約及
び旧法第九條の二の規定により締結された消防
団員退職報償金支給責任共済契約は、それぞれ
新法第三條の規定により締結された消防団員等
公務災害補償責任共済契約及び新法第四條の規
定により締結された消防団員退職報償金支給責
任共済契約とみなす。

(消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報
償金の支給に関する経過措置)
第七条 新法第六條第一項の規定は、施行日以後

において発生した事故に係る消防団員等公務災
害補償について適用する。

2 施行日前に発生した事故に係る消防団員等公
務災害補償のうち旧法第十條の規定により基金
が市町村又は水害予防組合に対してその補償に
要する経費を支払うこととされていたものは、
新法第六條第一項に規定する契約が締結された
日から解除される日までの期間内に発生した事
故に係る消防団員等公務災害補償とみなして、
同項の規定を適用する。この場合において、同
項中「基金又は指定法人」とあり、及び「当該基
金又は当該指定法人」とあるのは、「基金」とす
る。

3 新法第六條第二項の規定は、施行日以後にお
いて退職した非常勤消防団員に係る退職報償金
の支給について適用し、施行日前に退職した非
常勤消防団員に係る退職報償金の支給について
は、なお従前の例による。

4 新法第七條の規定は平成九年度以後の年度に
係る掛金について適用し、施行日前に旧法第十
一條の規定により支払わなければならないこと
とされた掛金については、なお従前の例によ
る。

5 旧法第十條の規定により基金が支払った消防
団員等公務災害補償又は消防団員退職報償金の
支給に要する経費に係る基金の返還要求につい
ては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置
は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(消防組織法の一部改正)

第十条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百
一十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第十六号中「消防団員等公務災害補償
等共済基金法を、消防団員等公務災害補償等責
任共済等に関する法律」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二
百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十八号中「を認可し、役員を任命
し、及び事業計画書等を承認を、役員の選任
及び解任並びに事業計画書を認可」に改め、同
号の次に次の一号を加える。

三十八の二 消防団員等公務災害補償等責任
共済等に関する法律(昭和三十一年法律第
百七号)の規定に基づき、指定法人を指定
し、並びにこれに対し業務規程、役員の選
任及び解任並びに事業計画等を認可するこ
と。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第十二條 地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第五十二号)の一部を次のように改正
する。

第四百四十四條の三第一項第六号中「消防団員
等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法
律第七号)第一条」を「消防団員等公務災害補
償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法
律第七号)第十四条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中十三の項を削り、十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、十五の二の項を十五の項とする。

(消費税法の一部改正)

第十七条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表消防団員等公務災害補償

等共済基金の項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改める。

審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成八年四月九日
内閣委員長 宮崎 秀樹
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における我が国の郵政行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、郵政行政の強力な推進を図るため、郵政省にその所掌事務の一部を総括整理する郵政審議官を設置しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法律施行に要する経費は、平成八年度において約千九百万円である。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成八年四月五日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 地方支分部局(第六條・第七條)」を「第二章 職員及び職(第五條の二)」を「第二章 地方支分部局(第六條・第七條)」を「第三章 職員(第八條・第十一條)」に改める。

「第二章 地方支分部局」を「第二章 特別な職及び地方支分部局」に改める。
第二章中第六條の前に次の一節及び節名を加える。
第一節 特別な職
(郵政審議官)
第五條の二 郵政省に郵政審議官一人を置く。
2 郵政審議官は、命を受けて郵政省の所掌事務に係る重要な政策の企画、立案及び実施に関する事務を総括整理する。
第二節 地方支分部局
「第三章 職員及び職」を「第三章 職員」に改め

「第三章 職員及び職」を「第三章 職員」に改め

「第三章 職員及び職」を「第三章 職員」に改め

「第三章 職員及び職」を「第三章 職員」に改め

「第三章 職員及び職」を「第三章 職員」に改め

附則

この法律は、平成八年七月一日から施行する。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年四月九日

通信委員長 及川 一夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、要介護者である郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、要介護者が預入する定期郵便貯金について、利率の特例を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、郵便貯金事業が国営・非営利の個人のための貯蓄機関であることを踏まえ、次の各項の実施に努めるべきである。
一、本事業の実施に当たっては、政府全体の福祉政策との関係にも配慮しつつ、これら諸施策と十分調和をとって行うこと。
一、要介護者としての要件を定めるに当たっては、不公平が生じないよう十分配慮すること。
一、定期郵便貯金の利率の特例を定める際には、要介護者が利益を十分実感できる内容となるよう努めること。

右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成八年三月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 久保 亘

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法昭和二十二年法律第百四十四号)の
一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二(定期郵便貯金の利率の特例) 要介
護者(常時の介護を要する寝たきりの状態その
他の障害の状態にある者であつて省令で定める
ものをいう。以下この条において同じ。)が省令
で定めるところにより預入する定期郵便貯金に
は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規
定により郵政大臣が定める利率に、要介護者の
事情を勘案するとともに当該利率にも配慮して
郵政大臣が定める率を加えた利率によつて、利
子を付けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

審査報告書

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対す
る寄附の委託に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年四月九日

通信委員長 及川 一夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、天災その他非常の災害に際して
行われる民間の発意に基づく被災者の救援の充
実に資するため、郵便振替の加入者がその口座
の預り金の寄附を郵政大臣に委託する制度を実
施しようとするものであり、妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、郵便貯金事業が
国営・非営利の個人のための貯蓄機関であること
を踏まえ、次の各項の実施に努めるべきである。

一、本制度の実施に当たっては、政府全体の災害
対策、ボランティア活動の支援策等との関係に
配慮するとともに、これら諸施策と十分調和を
とつて行うこと。

一、寄附金が郵便振替の加入者の善意の淨財であ
ることにかんがみ、寄附金の配分に当たつて
は、郵便振替の加入者の意向が十分反映される
よう、本制度の適正な運用に努めること。

一、国民のボランティア活動の活性化に資するた
め、ボランティア活動支援に対する国民の理
解、本制度の成熟度等を総合的に勘案しつづ
今後、災害発生後直ちにボランティア活動への
支援ができるような寄附の常時募集等制度の拡
充に努めること。
右決議する。

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対す
る寄附の委託に関する法律案

右
国会に提出する。

平成八年三月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 久保 亘

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対す
る寄附の委託に関する法律案

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対
する寄附の委託に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、天災その他非常の災害に際
して行われる民間の発意に基づく被災者の救援
の充実に資するため、郵便振替の加入者がその
口座の預り金の寄附を郵政大臣に委託する制度
を実施することを目的とする。

(預り金の寄附委託等)

第一条 郵政大臣は、天災その他非常の災害が
あつた場合において、次項の規定による寄附の
委託を受けることを必要と認めるときは、当該
寄附の委託を受けることとする天災その他非常
の災害(以下「募集期間」という。)を定め
る。

2 郵便振替の加入者(以下「加入者」という。)
は、この法律で定めるところにより、募集期間
が経過した日における当該加入者の口座の預り
金の全部又は一部について、あらかじめ金額を
定めて、自己を受取人に指定した払出しの請求
をするとともに、当該金額を自己に払い渡すこ
とに代え、民間の発意に基づく天災その他非常
の災害の被災者の救援の事業(以下「民間災害救
援事業」という。)を行う営利を目的としない法
人その他の団体(以下「民間災害救援団体」とい
う。)に寄附することを郵政大臣に委託すること
ができる。

3 前項の規定による寄附の委託を行った加入者
は、募集期間が経過する日までの間、当該寄附
の委託の取消しをすることができる。

(寄附金の処理)

第二条 郵政大臣は、募集期間が経過した日にお
いて、前条第二項の規定による寄附の委託を
行った加入者の口座から、同項の払出しの請求
に係る預り金を払い出す。この場合において、
当該募集期間が経過した日の当該口座の現在高
が同項の規定により定めた金額に満たないとき
は、当該口座の現在高に相当する金額について
払出しの請求があつたものとみなして、その金
額を払い出す。

2 郵政大臣は、前項の規定により募集期間が経
過した日において払い出した金額を合計した金
額と当該募集期間に係る次条及び第五条第二項
の金額の合計額(以下「寄附金」という。)につい
て、民間災害救援事業の実施に必要な費用に充
てるため寄附金の配分を希望する民間災害救援
団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に
規定するこの法律の目的に適合するよう、当該
寄附金を配分すべき団体(以下「配分団体」とい
う。)及び配分団体としての配分すべき額を決定
し、その内容を公示するものとする。この場合
において、郵政大臣は、当該寄附金の額から、
当該寄附金の取りまとめのため郵政省において

特に要した費用の額並びに当該寄附金の額(次条の規定により寄附金に充てられた額を除く)の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金(以下「配分金」という)の交付及び配分金の使途の監査のため郵政省において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 郵政大臣は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

4 郵政大臣は、第二項の決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならない。

5 郵政大臣は、配分団体に對し配分金の使途についての監査をするものとする。

6 郵政大臣は、配分団体が第三項に規定する守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

4 前条第二項の決定において配分金とならなかつた寄附金があるときは、これを当該決定の日以後最初に終了する募集期間に係る寄附金に充てるものとする。

2 交付し又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が、返還され又は交付できなくなつたときは、当該返還され又は交付できなくなつた配分金は、当該返還され又は交付できなくなつた日以後最初に終了する募集期間に係る寄附金に充てるものとする。

(寄附金の経理等)

5 郵政大臣は、寄附金にあつては配分団体に交付するまでの間、前条及び次項の規定により寄附金に充てられることとなる金額にあつてはその充てられるまでの間、これらを資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により資金運用部に預託した結果生じた利子は、当該利子が生じた日以後最初に終了する募集期間に係る寄附金に充てるものとする。

6 郵政大臣は、毎年、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの間における寄附金に関する経理状況を公示するものとする。

(省令への委任)
第七條 この法律に定めるもののほか、寄附の委託及び寄附金の処理に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(簡易郵便局法の一部改正)

2 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に對する寄附の委託に關する法律(平成二年法律第七十二号)の下に」、「郵便振替の預り金の民間災害救援事業に對する寄附の委託に關する法律(平成八年法律第 号)」を加える。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年四月九日

逓信委員長 及川 一夫

參議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員會の決定の理由

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者のいずれか一方が死亡した日から年金を支払う夫婦年金保険を設けようとするものであり、妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成八年三月一日

内閣總理大臣臨時代理 久保 亘

國務大臣 久保 亘

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

第十六條中「支払を」の下に「し、又は主たる被

保険者につき第三号に掲げる日からその者の死亡

に至るまで、配偶者たる被保険者につき第四号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払を加え、同条に次の二号を加える。

三 保険契約の効力が発生した日以後に配偶者たる被保険者が死亡した日又は主たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは配偶者たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

四 保険契約の効力が発生した日以後に主たる被保険者が死亡した日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

第三十二條中「の保険契約を」又は「配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険(主たる被保険者につき第三十六條第三号に掲げる日から、配偶者たる被保険者につき同条第四号に掲げる日からそれぞれ年金の支払をする夫婦年金保険をいう。以下同じ)の保険契約を」に改める。

第三十八條第二項中「若しくは介護割増年金付終身年金保険を、介護割増年金付終身年金保険若しくは配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険に改め、若しくは夫婦年金保険の下に(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。以下この項において同じ)を加える。

第三十九條第一項中「若しくは契約者死亡後支払開始定期年金保険を、契約者死亡後支払開始定期年金保険若しくは配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険に改め、夫婦年金保険の下に(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く)を加え、同条第二項後段を次のように改める。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

保険契約が当該保険契約の効力発生の日から一年以上継続したときも、次に掲げる場合を除き、同様とする。

一 特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

二 契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に保険契約者が死亡した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

三 家族保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

四 特約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に保険金の支払の事由が発生した場合において、その保険金の支払の事由について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

第四十条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶

者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を第十七条第一項第四号の夫婦年金保険とする夫婦年金保険付家族保険をいう。以下同じ。)の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、国が主たる被保険者又は配偶者たる被保険者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合(主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方が死亡した場合にあつては、先に死亡した者について同項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合)に、国は、年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

第四十六条第一項中「又は契約者死亡後支払開始定期年金保険を」、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険に改め、同条第二項中「夫婦年金保険」の下に「(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。)」を加える。

第四十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約においては、国又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、被保険者となるべき主たる被保険者の配偶者が既に死亡したことを知っているときは、その保険契約は、無効とする。

第四十八条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十条第六項ただし書」を「第四十条第七項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定によりその効力を失つた配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)のうちその効力を失うまでに年金の支払の事由が発生したもので、その効力を失わなかつたとすれば国において第三十九条の規定による解除をすることができ、ものについては、国は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができ、期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。)に対し、年金の支払の免責の請求をすることができ、この場合には、第四十条第六項ただし書の規定を準用する。

第五十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、次に掲げる場合には、国は、年金を支払う責めに任じない。

一 主たる被保険者又は配偶者たる被保険者が保険契約又はその復活の効力発生後一年を経過する前に自殺したとき(主たる被保険者及

び配偶者たる被保険者の双方が保険契約又はその復活の効力発生後一年を経過する前に死亡した場合にあつては、先に死亡した者が自殺したとき)。

二 主たる被保険者又は配偶者たる被保険者の一方が故意に他の一方を殺したとき。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約に係る年金額の増額(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険以外の夫婦年金保険から配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険への変更及び配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険以外の家族保険から配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険への変更を含む。)

第六十三条中「第三十九条の下に」(「第二項第四号を除く。」を加え、「第六項」を「第七項」に、「第四十七条第一項及び第二項」を「第四十七条(第四項(第二号及び第三号を除く。))」を、「第五項」を「第六項」に、「及び第四項(第二号及び第三号を除く。)」及び「第五項(第二号を除く。)」に改める。

第六十四条第一項中「の保険金額」の下に「又は年金額」を加える。

第六十六条第一項中「第三十九条の下に」(「第二項第一号から第三号までを除く。」を加え、「第六項」を「第七項」に、「第四十七条第三項」を「第四十七項第四項」に、「第四十八条第五項から第七項まで」を「第四十八条第六項から第八項まで」に改める。

第六十九条第三項中「除き」の下に、「配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては第五十六条第五項又は第七十三条第五項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死亡したときを除き」を、「夫婦年金保険」の下に「〔配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。〕」を、「夫婦年金保険付家族保険」の下に「〔配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険を除く。〕」を加える。

第七十一条ただし書を次のように改める。
ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき又は第四十八条第三項の支払の免責の請求があつたとき。

二 被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金を支払ふこととする保険契約にあつては、被保険者が年金支払開始年齢に達したとき（夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）又は夫婦年金保険付家族保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険を除く。）の保険契約にあつては、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達したとき）。

三 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、第四十八条第四項の支払の免責の請求があつたとき。

四 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者若しくは配

偶者たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき若しくはその年金支払開始年齢に達したとき又は第四十八条第五項の支払の免責の請求があつたとき。

五 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者若しくは配偶者たる被保険者が保険契約の失効後その年金支払開始年齢に達したとき又は第四十八条第五項の支払の免責の請求があつたとき。

六 特約にあつては、第四十八条第六項の支払の免責の請求があつたとき。

第七十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復活までに配偶者たる被保険者が死亡したときは、年金の支払をする責めに任じない。

第七十六条第一項中「及び夫婦年金保険」の下に「〔配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。〕」を、「その旨の通知」の下に「〔配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した後の通知を除く。〕」を加え、「年金支払事由発生日以後」を「年金の支払の事由が発生した後」に改め、同条第二項中「被保険者」との下に、「第六十九条第三項中「相続人」とあるのは「相続人（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約において、主たる被保険者又は配偶

者たる被保険者があるときは、その者」とを加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成八年四月十日 参議院会議録第十号

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一部
(配本送料別)	〇〇三円